

共通様式-20-1
共通様式-20-2

計画書は共通様式-20-1に記入、実施書は共通様式-20-2に記入

表面

再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」、建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版

1. 工事概要

発注機関の選択間違いに注意

発注機関を選択

発注機関コード 834700

法人番号 0123456789012

請負会社名 (株)〇〇建設

建設許可の種別 〇国土交通大臣 特定 〇12345 号 〇86000その他の加盟団体 又は団体に属さない

建設工事業者登録の場合 〇

会社所在地 埼玉県さいたま市中央区〇〇〇〇

TEL 〇XX-XXX-XXX

会社所在地 TEL 〇YY-YYY-YYY

Email abc@〇〇.〇〇

元請業者が法人の場合、「法人番号公表サイト」で検索し法人番号を記入
<http://www.houjin-bangouintai.go.jp/>

記入年月日 R 1年 11月 22日

工事責任者 副産物太郎

建設・解体工事の場合は記入。
ただし、解体工事については建築面積を記入しなくても可。

万円で単位

請負金額 千円十 千円十 千円十 千円十 千円十 千円十 千円十 千円十 千円十 千円十
100000 万円(税込) 100000 万円(税込) 100000 万円(税込) 100000 万円(税込) 100000 万円(税込) 100000 万円(税込) 100000 万円(税込) 100000 万円(税込) 100000 万円(税込) 100000 万円(税込)

工事名 〇〇〇道路舗装修繕工事

工事種別 〇改良(道路) 〇工事種別コード B-1

工事施工場所 埼玉県 さいたま市 中央区

住所コード 11105

工期 令和 1年 7月 15日 から 令和 1年 11月 18日 日まで

着工年月日 < 竣工年月日

令和 1年 11月 8日

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

建築面積	0	㎡	階数	地上 0 階
延床面積	0	㎡	地下	0 階
構造	0			
仮設	0			

※解体工事については、建築面積を記入しただけでも結構です。

2. 建設資材利用実施

単位と選択間違いに注意

分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)		再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元施設コード	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	住所コード	再生資源利用率 B/A×100
	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A) 小数点第3位まで	再生資材の名称	再生資材利用量(B) 小数点第3位まで						
特定建設資材	コンクリート	1.生コン(新) 2.再生コン	普通21-8-20	12,000 トン 5,000 トン	再生コン	5,000 トン	〇〇レコン(株)××工場	6.他	1.指示あり	埼玉県さいたま市緑区〇〇1-1-1	11109	100%
	コンクリート及び破砕材			トン		トン						0%
	合計			0.000 トン		0.000 トン						0%
木材				トン		トン						0%
	合計			0.000 トン		0.000 トン						0%
	アスファルト	1.粗粒 2.密粒		20,000 トン 10,000 トン	再生粗粒 再生密粒	20,000 トン 10,000 トン	〇〇道路(株)××工場	4.再資源	1.指示あり	埼玉県さいたま市浦和区〇〇2-2-2	11107	100%
土砂	1.一種		18,000 締めm ³	再生一種	18,000 締めm ³	〇〇〇〇道路舗装修繕工事	1.現場内	1.指示あり	埼玉県さいたま市中央区〇〇3-3-3	11105	100%	
	合計		16,000 締めm ³		16,000 締めm ³							0%
	砕石	1.クワ 2.粒調	1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材	20,000 m ³ 695,000 m ³	再生クワ 再生粒調	20,000 m ³ 695,000 m ³	〇〇〇〇道路舗装修繕工事 〇〇道路(株)〇〇〇工場	1.現場内 4.再資源	1.指示あり	埼玉県さいたま市中央区〇〇3-3-3 埼玉県川口郡〇〇4-4-4	11105 11203	100% 100%
その他の建設資材			トン		トン						0%	
合計			0.000 トン		0.000 トン							0%

品目毎の供給元施設、工事等が3箇所以上ある場合は、シート2枚目以降を利用して下さい。

現場内利用があった場合は、次頁の2.建設副産物搬出実施にも必ず記入

エクセル印刷範囲外にある住所コード検索機能で検索し、転記。転記間違いに注意

- コード5
- コンクリートについて
- 1.生コン(バージン骨材)
 - 2.再生生コン(Co再生骨材M)
 - 3.再生生コン(その他再生骨材)
 - 4.再生生コン(その他再生骨材)
 - 5.再生生コン(その他再生骨材)
 - 6.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
 - 7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
 - 8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
 - 9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 - 10.その他
- コンクリート及び破砕材から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(バージン骨材)
 - 2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
 - 3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
 - 4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 - 5.その他
- 木材について
- 1.木材(ホド類を除く)
 - 2.木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.粗粒度アスコン
 - 2.密粒度アスコン
 - 3.細粒度アスコン
 - 4.開級度アスコン
 - 5.收費アスコン
 - 6.アスファルトモルタル
 - 7.加齢アスファルト安定処理路盤材
 - 8.その他
- 土砂について
- 1.第一種建設発生土
 - 2.第二種建設発生土
 - 3.第三種建設発生土
 - 4.第四種建設発生土
 - 5.浚渫土以外の泥土
 - 6.浚渫土
 - 7.土質改良土
 - 8.建設汚泥処理土
 - 9.再生コンクリート砂
 - 10.山砂、山土などの新材(採取土、戻入土)
- 砕石について
- 1.クワ
 - 2.粒調
 - 3.篩さい
 - 4.単粒砕石
 - 5.ケブル用
 - 6.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.硬質塩化ビニル管
 - 2.その他
- 石膏ボードについて
- 1.石膏ボード
 - 2.シーリング石膏ボード
 - 3.強化石膏ボード
 - 4.石膏石膏ボード
 - 5.石膏石膏ボード
 - 6.その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)
- コード6
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.表面
 - 2.基層
 - 3.上層路盤
 - 4.歩道
 - 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
- 土砂について
- 1.道路路体
 - 2.路床
 - 3.河川築堤
 - 4.構造物等の装込材、埋戻し用
 - 5.地造成用
 - 6.水面利用
 - 7.保土壁(農地整備)
 - 8.その他
- 砕石について
- 1.舗装の下層路盤材
 - 2.舗装の上層路盤材
 - 3.構造物の装込材、基礎材
 - 4.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.水道(排水)用
 - 2.下水道用
 - 3.ケブル用
 - 4.農業用
 - 5.設備用
 - 6.その他
- 石膏ボードについて
- 1.壁
 - 2.天井
 - 3.その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)
- コード7
- コンクリートについて
- 1.再生生コン(Co再生骨材M)
 - 2.再生生コン(Co再生骨材)
 - 3.再生生コン(その他再生骨材)
 - 4.再生生コン(その他再生骨材)
 - 5.再生生コン(その他再生骨材)
 - 6.再生生コン(その他再生骨材)
 - 7.再生生コン(その他再生骨材)
 - 8.その他
- コンクリート及び破砕材から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
 - 2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
 - 3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 - 4.その他
- 木材について
- 1.再生木材(ホド類を除く)
 - 2.再生木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.再生粗粒度アスコン
 - 2.再生密粒度アスコン
 - 3.再生細粒度アスコン
 - 4.再生開級度アスコン
 - 5.再生收費アスコン
 - 6.再生アスファルトモルタル
 - 7.再生加齢アスファルト安定処理路盤材
 - 8.その他
- 土砂について
- 1.第一種建設発生土
 - 2.第二種建設発生土
 - 3.第三種建設発生土
 - 4.第四種建設発生土
 - 5.浚渫土以外の泥土
 - 6.浚渫土
 - 7.土質改良土
 - 8.建設汚泥処理土
 - 9.再生コンクリート砂
- 砕石について
- 1.再生クワ
 - 2.再生粒調
 - 3.篩さい
 - 4.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.再生硬質塩化ビニル管
 - 2.その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)
- コード8
- 再生資材の供給元について
- 1.現場内利用
 - 2.他の工事現場(内陸)
 - 3.他の工事現場(海内)
 - 4.再資源化施設
 - 5.土砂ストックヤード
 - 6.その他
- 施工条件について
- 1.再生材の利用の指示あり
 - 2.再生材の利用の指示なし
- ※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用して下さい。
※最後に必ず印刷して確認して下さい。